

## 令和6年第4回羽咋市農業委員会会議録

- 1 日 時 委員会 令和6年4月25日(木)  
開 会 午後1時25分 閉 会 午後1時50分
- 2 場 所 羽咋市役所302会議室
- 3 出席委員(7人)  
①屋後 浩幸 ②岩城 一成 ④山上 克秀 ⑤長濱 恵司  
⑩糀田 幸雄 ⑪川井 良平 ⑫村 桂司
- 4 欠席委員(5人)  
③徳島 伸精 ⑥山本 泰夫 ⑦松生 朋広 ⑧中村 武史  
⑨高田外喜子
- 5 農地利用最適化推進委員の出席委員(3人)  
⑭濱名 猛 ⑮瀬戸 清明 ⑯石野 公章
- 6 農地利用最適化推進委員の欠席委員(9人)  
⑬榊谷 武史 ⑭松岡 清司 ⑮村田 清二 ⑯大谷 辰伸  
⑰川口 勝博 ⑱悦永 秀雄 ⑲宮下 昇 ⑳平内 義博  
㉑稲農 幹夫
- 7 事務局員 山本事務局長、清水次長、石端主事
- 8 付議案件
  - (1) 農地法第3条の規定による許可の決定について
  - (2) 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見決定について
  - (3) 農用地利用集積計画について
  - (4) 農用地利用集積等促進計画案について
  - (5) 令和5年度事業及び決算報告について
  - (6) 令和6年度事業計画及び予算(案)について
  - (7) 農地法制限除外の農地の移動届について
  - (8) 農地法第18条第6項の規定による通知について
- 9 議事録署名委員 5番 長濱委員 10番 糀田委員
- 10 会議の結果  
議案6件、報告2件についてはいずれも原案のとおり、許可(承認)された。
- 11 会議の概要  
事務局長 では、ただいまから羽咋市農業委員会総会を開催いたします。  
それでは、委員さんの欠席届についてご報告申し上げます。3番、徳島委員、6番、山本委員、7番、松生委員、8番、中村委員、9番、高田委員から欠席される旨の連絡を受けております。  
ただいまの出席委員は7名であり、農業委員会に関する法律第27条第3項の規定に基づき、委員12人の過半数を超える出席でありますので、本日の委員会が成立していることをご報告いたします。  
それでは、村会長からご挨拶をお願いいたします。  
会 長 (挨拶)  
事務局長 それでは、本日の議案についてご案内申し上げます。

議案書を開いていただいて、総会次第の議件についてであります。議案6件、報告2件でございます。

なお、この会議は会長が議長となりますので、以下の進行をお願いします。

議長 では、ただいまから会議を開きます。

本日の議事録署名員に、5番 長濱委員、10番 糀田委員を指名します。よろしくお願いします。

では、ただいまから審議に入ります。

「議案第1号 農地法第3条の規定による許可の決定について」を議題とします。

事務局の説明を求めます。

事務局 議案書2ページをご覧ください。

「議案第1号 農地法第3条の規定による許可の決定について」ご説明します。

整理番号1番の申請地は〇〇町の畑1筆で、面積は392㎡です。

位置図は3ページをご覧ください。

譲渡人及び譲受人は議案書に記載のとおりです。

譲渡人及び譲受人の申請事由は、その他によるもので、売買による所有権移転となっております。

譲受人の経営面積は、当該申請による4aです。

続きまして、整理番号2番の申請地は〇〇町と〇〇町の畑3筆で、面積は315㎡です。

位置図は4ページをご覧ください。

譲渡人及び譲受人は議案書に記載のとおりです。

譲渡人の申請事由は、相手方の要望によるもので、譲受人の申請事由は、その他によるもので、売買による所有権移転となっております。

譲受人の経営面積は、315aとなっておりますが、3aに修正をお願いします。

事務局からの説明は以上です。

議長 ありがとうございます。

それでは、担当委員さんのご意見を伺います。

整理番号1番、〇〇委員さん。

担当委員 〇〇さん、〇〇さん、ともに確認をしてきました。間違いありません。異議ありません。

議長 ありがとうございます。

整理番号2番、事務局よりお願いします。

事務局 〇〇委員さんより事前に報告を受けておりまして、今回購入される農地は宅地とセットで購入されるそうで、また、譲受人は家庭菜園を行うということなので、特に問題ないという報告を受けております。

議長 ありがとうございます。

担当委員それぞれ、異議なしということですが、ほかにご意見ございま

せんか。

全 委 員      なし。

議 長      では、原案どおり承認してもよろしいでしょうか。

全 委 員      異議なし。

議 長      では、異議なしと認め、「議案第 1 号」は、原案どおり承認することに決定いたします。

次に、「議案第 2 号 農地法第 5 条の規定による許可申請に対する意見決定について」を議題とします。

事務局の説明を求めます。

事 務 局      議案書 5 ページをご覧ください。

「議案第 2 号 農地法第 5 条の規定による許可申請に対する意見決定について」ご説明します。

整理番号 1 番の申請地は〇〇町の畑 2 筆で、面積は130㎡です。

位置図は 6 ページをご覧ください。

譲渡人及び譲受人は議案書に記載のとおりで、売買による所有権移転となっております。

転用目的は、駐車場用地とするための申請となっております。

申請地は、農振地域外で、第 1 種中高層住居専用地域に指定された都市計画区域であることから第 3 種農地と判断します。

なお、生産組合の同意を得ております。

続きまして、整理番号 2 番の申請地は〇〇町の田 1 筆で、面積は939㎡です。

位置図は 7 ページをご覧ください。

譲渡人及び譲受人は議案書に記載のとおりで、売買による所有権移転となっております。

転用目的は、店舗用地とするための申請となっております。

申請地は、農業振興地域内の用途指定のない都市計画区域にあり、500 m以内に教育施設及び医療施設が存在する規則第43条第 1 号に該当する第 3 種農地と判断します。

なお、土地改良区及び生産組合の同意を得ております。

事務局からの説明は以上です。

議 長      ありがとうございます。

担当委員さんのご意見を伺います。

事務局、お願いします。

事 務 局      〇〇委員さんからは、整理番号 1 番、2 番ともに特に問題ないとの報告を受けております。

議 長      ありがとうございます。

担当委員さんにご異議なしということですが、ほかにご意見ございませんか。

全 委 員      なし。

議 長      なければ、原案どおり上申してもよろしいでしょうか。

全 委 員 異議なし。

議 長 では、異議なしと認め、「議案第 2 号」は原案どおり上申することに決定いたします。

次に、「議案第 3 号 農用地利用集積計画について」を議題とします。

事務局の説明を求めます。

事 務 局 「議案第 3 号 農用地利用集積計画について」 ご説明します。

議案書10ページをご覧ください。

利用権設定の概要です。

今回は田79筆と畑 3 筆の設定があり、合計面積は220,507㎡です。

権利設定期間別に見ますと、田につきましては 3 年が 3 筆、4 年が 1 筆、6 年が 3 筆、10 年以上が72筆、畑につきましては10年以上が 3 筆となります。

申請件数は、貸手農家が33件、借手農家が10件となります。

また今回、議案書15ページに記載されております24筆の田が農業経営基盤強化促進法第 4 条第 3 項第 1 号に規定する利用権設定等促進事業により所有権移転されます。

各筆明細の一覧につきましては、議案書11ページから15ページに記載しております。

申請件数は35件で、新規設定が 6 筆、再設定が76筆、所有権移転が24 筆です。

案件全てが農業経営基盤強化促進法の第18条第3項の規定要件を満たしております。

事務局からの説明は以上です。

議 長 ありがとうございます。

ただいま事務局より説明がありました。何か議案 3 号についてご意見があれば、お願いします。

全 委 員 なし。

議 長 なければ、原案どおり承認してもよろしいでしょうか。

全 委 員 異議なし。

議 長 では、異議なしと認め、「議案第 3 号」は、原案どおり承認することに決定いたします。

次に、「議案第 4 号 農用地利用集積等促進計画案について」を議題とします。

事務局の説明を求めます。

事 務 局 議案書16ページをご覧ください。

「議案第 4 号 農用地利用集積等促進計画案について」 ご説明します。

中間管理機構を利用した設定があり、今回は田31筆で、面積は78,831㎡です。

1 番から21番につきましては、集積計画一括方式による設定です。22 番から24番につきましては、耕作者の権利が再度移転したものを記載しております。

事務局からの説明は以上です。

議長 ありがとうございます。

ただいま事務局より説明がありました。何かこの件についてご意見があれば、お願いします。

全委員 なし。

議長 では、原案どおり承認することに決定してもよろしいでしょうか。

全委員 異議なし。

議長 では、異議なしと認め、「議案第4号」は、原案どおり承認することに決定いたします。

次に、「議案第5号 令和5年度事業及び決算報告について」を議題とします。

事務局の説明を求めます。

事務局 20ページをご覧ください。

「議案第5号 令和5年度事業及び決算報告について」を説明させていただきます。

令和5年度の事業報告でございますが、1、農業委員会の総会を年12回開催しております。そこで決められた農地法の取扱件数ですが、22ページをご覧くださいと思います。これが取扱いしました第3条、第4条、第5条、第18条、畑転、利用権設定等の合計でございます。

20ページに戻っていただきまして、2番として、その他、各種研修会、大会を下記のとおり実施しております。

次に、21ページをお願いいたします。

3番、耕作放棄地対策として、8月から10月にかけて市内の全農地を図面と対照しながら1筆ごとに利用状況の調査を実施しております。遊休農地の所有者に対して利用の意向調査もかけております。

次に、4番として、その他各種事業でございますが、各種事業としては機構集積支援事業などの実施をしております。(2)調査事項として以下の調査を行っております。(3)各種証明事務として以降の記載のとおり的事务を実施しております。

23ページをお願いいたします。

令和5年度羽咋市農業委員会決算についてでございます。

6款1項1目農業委員会費として、予算現額が1,852万8,000円、決算額が1,592万円となっております。

以上です。

議長 ただいま事務局より令和5年度の事業及び決算報告について報告がありました。これについて何かご意見ございませんか。

全委員 なし。

議長 なければ、原案どおり承認してもよろしいでしょうか。

全委員 異議なし。

議長 では、異議なしと認め、「議案第5号」は原案どおり承認することに決定いたします。

次に、「議案第6号 令和6年度事業計画及び予算（案）について」を議題とします。

事務局の説明を求めます。

事務局 24ページをご覧ください。

では、令和6年度事業計画及び予算（案）についてご説明いたします。

まず事業計画として、1、農地利用の推進として、農業委員会としての適正な運用を図るための事業を実施していくという計画にしております。

(1)優良農地確保のための審議と答申、(2)農業委員会活動計画の点検・評価と農業委員会総会審議の透明性確保、(3)遊休農地の発生防止と解消対策の推進、(4)農地に関する情報収集・提供及び相談活動の推進であります。

次に、25ページをお願いいたします。

2番として、担い手農業者等の育成支援として、人・農地プランの見直しということで、今回、地域計画をつくることとなっております。これに加えて、邑知潟再整備も計画されているということもありまして、この地域計画の図面を農業委員会で作成することとなっておりますので、これを皆さんの意見を聞きながら作成していきたいと考えております。

次に、3番、農業委員会活動の強化ということで、(1)から(6)までを予定しております。

次に、4番、情報提供の強化ということで、(1)から(3)を実施する予定としております。

5番、最適化活動の目標。地震により実績報告が遅れているため現在集計中でございます。

次に、26ページをお願いいたします。

6番、委員会総会等の予定日でございますが、記載のとおりであります。毎月25日をめどに開催をする予定としております。

上から5番目、能登地区農業委員会研修会が8月7日に穴水町で開催する予定ですが、現在のところ変更は来ておりませんが、少しこれは日がずれるか変更になる可能性があります。

石川県農業委員会大会、11月20日でございますが、小松市民センターです。当初は七尾市での開催を予定しておりましたが、地震の関係で小松市に会場が変更となっております。

次に、27ページをお願いします。

令和6年度羽咋市農業委員会予算について。

6款1項1目農業委員会費、本年度予算額1,846万6,000円、前年度では400万円ぐらい下がっておりますが、これは職員の数が前年度は3人分を見ておりましたが、産休の関係等でいろいろありまして今年度は2人分ということで下がっているものでございます。

以上です。

議長 ありがとうございます。

ただいま事務局より説明がありました。何かご意見があればお願いしま

す。

- 委員 今年はこの会議室がメインなんですか。
- 事務局 今のところ6月までは、いつもやっていた会議室が地震の相談窓口になっておりまして使えない状況であります。この会場、少し狭いんですけども、ここしかない状況なので、ご容赦願いたいと思います。
- 委員 全国農地ナビ、あるじゃないですか。あれって反映されるタイミングというのは、どのぐらいに反映されるのか。
- 事務局 例えば1年前のやつはまだ全く反映されてなかったの。
- 議長 農業会議等に確認して、また次回でも回答させていただきます。
- 議長 議案第6号 令和6年度事業計画及び予算（案）について、原案どおり承認してもよろしいでしょうか。
- 全委員 異議なし。
- 議長 では、異議なしと認め、「議案第6号」は原案どおり承認することに決定いたします。
- 次に、「報告第1号 農地法制限除外の農地の移動届について」を議題とします。
- 事務局の説明を求めます。
- 事務局 議案書28ページをご覧ください。
- 「報告第1号 農地法制限除外の農地の異動届について」ご説明します。
- 届出地は〇〇町の畑2筆で、面積は314㎡のうち110㎡が転用面積となっております。
- 位置図は29ページをご覧ください。
- 該当地は農業振興地域内で、団地が10ha以上の第1種農地に位置しています。
- 届出者は議案書に記載のとおりです。
- 転用理由は、農機具格納庫及び通路を新設するものであり、農地法の許可を要しない制限除外の規定に該当しております。
- なお、生産組合の同意を得ております。
- また、この申請地につきましては、令和5年10月の総会にて申請されておりましたが、面積が変更されたことから、今回は前回出された申請面積を含めて再度申請されたので報告します。
- 事務局からの説明は以上です。
- 議長 ありがとうございます。
- 議長 報告第1号について、何かご意見ございませんか。
- 全委員 なし。
- 議長 なければ、報告どおり承認してもよろしいでしょうか。
- 全委員 異議なし。
- 議長 では、「報告第1号」は報告どおり承認することに決定いたします。
- 次に、「報告第2号 農地法第18条第6項の規定による通知について」を議題とします。
- 事務局の説明を求めます。

事務局 議案書30ページをご覧ください。  
「報告第2号 農地法第18条第6項の規定による通知について」ご説明  
します。  
今回解約される農地は47筆で、面積は111,859㎡です。  
対象地、貸付人、借受人及び解約の概要は議案書に記載のとおりです。  
事務局からの説明は以上です。

議長 ありがとうございます。  
「報告第2号」についても、報告のとおり承認してもよろしいでしょう  
か。

全委員 異議なし。

議長 では、「報告第2号」は、報告のとおり承認することに決定いたします。  
以上で本日の全ての議案審議が終了しました。

終 了

議事録署名人 会 長

署名人

署名人